

座間市議会議員・座間市長選挙

投票所での

新型コロナウイルス感染症対策
とご協力ください

担当 選挙管理委員会事務局
☎046(255)8481
FAX 046(255)3550

- 今回の選挙では、投票に来る全ての皆さんが安心して投票できるように、職員の使用捨て鉛筆の用意、手指消毒液の設置などの感染症対策を実施します。
- 投票の際には、次のことにご協力ください。
- 投票所でのマスクの着用
- 前後の間隔を空けての整列
- 黒鉛筆の持参
- ※ボールペンでの記載は、投票箱内で他の投票用紙を汚してしまうことがあります。
- 比較的空いている日時での投票
- ※空いている日時は、投票所入場整理券の同封物をご覧ください。

座間市議会議員・座間市長選挙日程

【期日前投票】

○とき 9月19日(土)

までの午前8時30分～午後8時

○ところ 市役所1階市民サロン

【投票】

○とき 9月20日(日)

午前7時～午後8時

【開票】

○とき 9月20日(日)

午後9時から

○ところ スカイアリーナ座間3階大体育室

生ごみを燃やすごみとして排出する際は水分をよく切ってから排出してください

担当 資源対策課
☎046(255)7985
FAX 046(255)7616

- 生ごみを燃やすごみとして排出する際は水分をよく切ってから排出してください
- 燃やすごみに水分が含まれていると、ごみ袋の中で腐敗し悪臭がする他、焼却の際にもコストが掛かります。環境に優しい社会の実現のために次のことにご協力ください。
- 水分を含んだ生ごみは三角コーナーなどを使用して十分に水を切る
- 野菜の皮などは新聞紙の上などに置いて乾かしてから排出する
- お茶がらやティーバッグなどは水気を絞り乾かしてから排出する
- また、市では生ごみを堆



▶ジャガイモの皮、レタスの芯、ニンジンなどの皮などを新聞紙の上で1日乾かしたところ、水分が抜け、約4割重量が軽くなりました。

肥化する「電動式生ごみ処理機」や「生ごみ堆肥化容器」への購入補助制度を設けています。詳しくは担当へお問い合わせください。

湧水ツアール

目久尻川周辺の湧水散策

担当 環境政策課
☎046(255)8214
FAX 046(255)7743

○とき 10月10日(土)

午前9時～正午(午前8時50分までに集合)

※雨天中止(小雨決行)。

○ところ 芹沢公園北側管理棟(集合、解散)

○内容 目久尻川周辺の湧水を巡る(約5キロメートル、坂道あり)

○参加費 無料

○持ち物 飲み物、帽子、雨具、タオル

○申込方法 9月25日(金)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

プに分かれて見学します。対象 市内在住・在勤・在学者(小学4年生以下は保護者同伴) 定員 20人(申込順) 申請先 無料

新型コロナウイルス感染症

飛沫・接触感染に注意ください

担当 健康づくり課
☎046(255)7225
FAX 046(255)3550

- 新型コロナウイルスは感染経路として飛沫感染の他、接触感染に注意が必要です。
- 人は無意識に目、鼻、口などを1時間に平均23回触っています。手洗いを行い、接触感染を予防しましょう。
- 食事の前
- 病気の人をケアしたとき
- 屋外にあるものに触れたとき

手洗い5つのタイミング

- 公共の場所から帰ったとき
- 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき



せっけんを使いましょう

住宅リフォーム補助

担当 建築住宅課
☎046(255)7396
FAX 046(255)3550

○対象要件 市内在住で、住民登録のある人が所有し、自ら居住している住宅(共同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分)で、工事費が10万円以上(税抜き)

○補助金額 令和2年度中にを行うリフォーム費用の2分の1(上限25万円)

○申込方法 9月24日(木)～10月15日(木)に市役所4階建築住宅課で配布する申請書(市ホームページからダウンロード可)、見積書の写し(施工業者の名称・所在地・電話番号の記載と押印があるもの)、住宅の現況写真(住宅の全景、工事部分、撮影日付入りのもの)を直接担当へ

市では、地域経済の活性化と居住環境の向上の他、新しい生活様式での住宅勤務を快適にするなどを目的とした、住宅リフォーム補助を実施します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない

リフォーム内容	内容	備考
対象	①浴室、キッチン、洗面室およびトイレのリフォーム②給排水衛生設備工事③換気設備工事④電気設備工事⑤ガス設備工事⑥オール電化住宅工事⑦屋根の葺き替え、塗装および防水工事⑧外壁の張り替えや塗装工事⑨部屋の間仕切りの変更工事⑩床、壁、窓、天井および屋根の断熱改修工事⑪床材、内壁材および天井材の張り替えや塗装などの内装工⑫ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え(表替えおよび裏返しも含む)⑬雨どいなどの取り替えや修理⑭建具、開口部の取り替えや新設工事⑮造り付け収納家具工事(造作大工工事が伴うもの)⑯他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事⑰バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消など)⑱耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強、基礎補強など)⑲スマートハウス関連設備工事⑳防音工事(天井、壁、サッシの改修など)㉑門扉、塀(フェンスなど)、ブロック塀改修	②リフォーム対象工事による撤去、移設、取り替えまたは新設に関するものは対象③軒天井、破風板および鼻隠しについては対象④床はフローリング、カーペットなど、床暖房工事や内装工事と併せて行うカーテン・ブラインドの設置は対象⑤電動シャッターは対象⑥市や国が実施する他の助成制度を利用していない部分を対象
対象外	①床面積が変更となる工事(増築、改築、減築)②外周関係(外構など)の工事③電化製品(エアコン、照明器具、暖房器具など)、給湯器などを申請者自身が購入した費用④消火器⑤ハウスクリーニング⑥公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事⑦虫駆除	②は車庫、物置、倉庫、エントランス周り舗装、花壇、植栽、剪定、雨水、汚水、浄化槽関係、擁壁、縁石、庭園灯、雨水タンク設置など